

第2章 環境の状況及び講じた施策

府域の環境の状況について、大気中の二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、河川水質の鉛、カドミウムなどの健康項目については環境基準を達成していますが、窒素酸化物、河川や海域のBOD、CODは、いずれも改善の傾向にあるものの、未だに環境基準を達成できていない地域が残っています。さらに、有害化学物質対策、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、地球温暖化防止やヒートアイランド対策、放置自動車対策などが新たな課題となっています。

本章では、これらの主な環境の状況と併せて、平成15年度に講じた施策のうち主要なものや新たに始めた取り組みを中心に、その実績について環境総合計画の目標と併せて報告します。

第1節 持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現（循環）

1 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

廃棄物の最終処分量を2010（平成22）年度までに1997（平成9）年度比で概ね半減させることをみすえつつ、2005（平成17）年度における最終処分量を一般廃棄物については84万トンに、産業廃棄物については111万トンに削減することなどを目標に、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）を推進します。

【現状】

① 一般廃棄物

平成14年度に府域から排出された一般廃棄物は419万トン（集団回収除く）であり、一人一日あたりの排出量は1,292グラムとなり、減少傾向にあります。また、再生利用量は42万トンであり、最終処分量は75万トンとなっています。リサイクル率は年々向上しており、9.4%となっています。

なお、府のデータは平成14年度が、国は平成13年度が最新となっています。

図-2 一般廃棄物排出量の推移

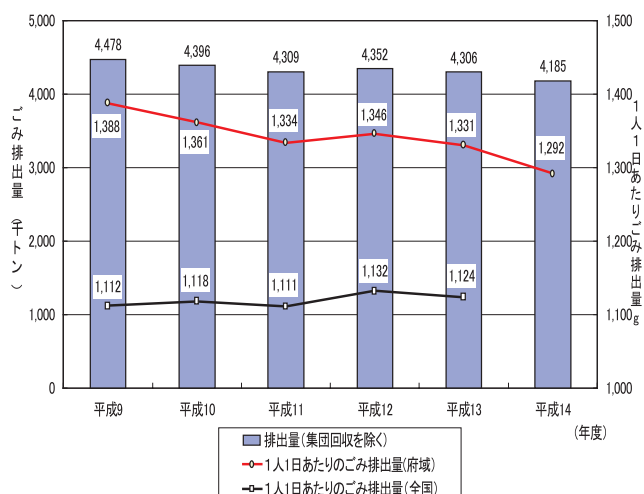
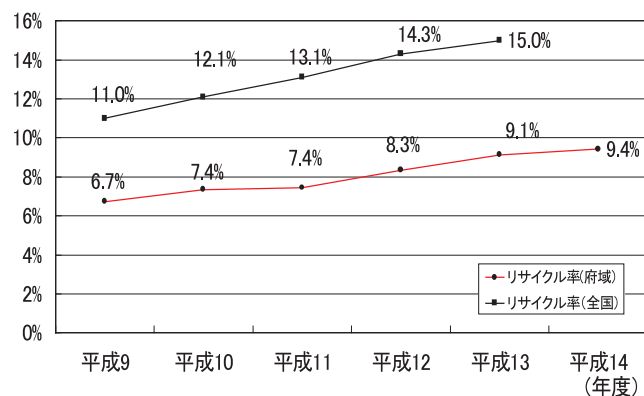


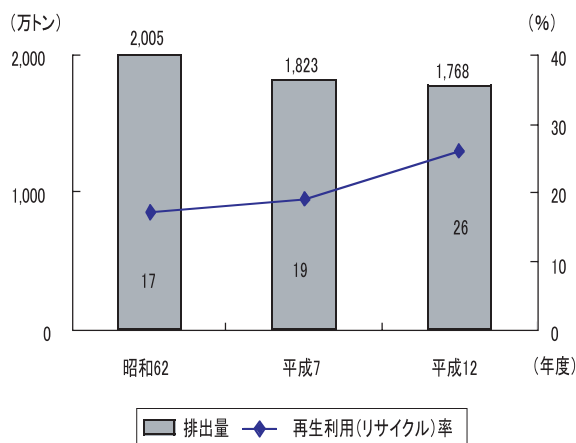
図-3 一般廃棄物のリサイクル率の推移



②産業廃棄物

平成 12 年度に府域から排出された産業廃棄物は、1,768 万トンとなっています。また、再生利用量は 464 万トンであり、最終処分量は 147 万トンとなっています。なお、平成 12 年度データが最新となっています。

図－4 産業廃棄物の排出量とリサイクル率の推移（大阪府）



(2) 平成 15 年度に講じた施策

■ 大阪エコエリア構想の推進

平成 15 年 3 月に策定した「大阪エコエリア構想」に基づき、堺第 7－3 区廃棄物最終処分場跡地等を活用した民間事業者を主体とするリサイクル施設の整備に向けた技術的指導や立地に係る調整等の支援を行うとともに、森林・ビオトープ等の自然とふれあう場の創造などを内容とする「共生の森」基本計画の策定に向け、事業コンセプトや事業スキームなどの検討を行いました。

■ きれいな環境都市創造推進事業

循環型社会の形成を促進し、大阪を魅力あるきれいな環境都市とするための仕組みづくりのひとつとして、平成 15 年 3 月に制定した「大阪府循環型社会形成推進条例」の普及・啓発に努めるとともに、施行規則を定め平成 16 年 1 月より完全施行しました。

また、同条例の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推

進を図るための基本方針の策定に向け検討を行いました。

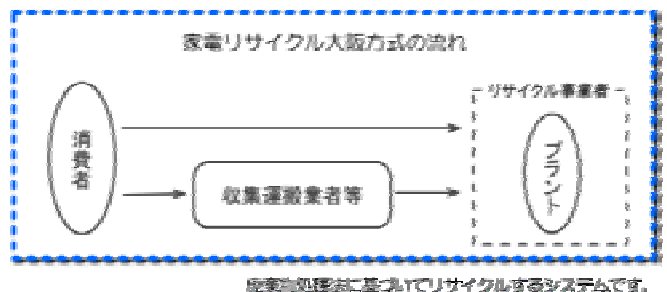
■ リサイクル製品認定制度創設の検討

大阪府内における廃棄物のリサイクルをより一層促進するとともに、府内のリサイクル関連産業を育成し、循環資源の循環的な利用の促進に特に資する再生品を認定・普及させるための「リサイクル製品認定制度（仮称）」の創設に向けて、認定手続き等についての検討を行いました。

■ 家電リサイクルの推進

「大阪府家電リサイクルシステム検討会」において提案された、廃棄物処理法に基づいてリサイクルするという家電リサイクル大阪方式の推進に向けて、府の広報媒体等を通じた情報提供を行うとともに、今後、家電リサイクル法に品目追加されると考えられる家電製品のリサイクルを促進するための調査を実施しました。

図－5 家電リサイクル大阪方式の流れ



廃棄物処理法に基づいてリサイクルするシステムです。

■ 自動車リサイクル対策の推進

自動車リサイクル法で定める使用済自動車解体業者等の許可制度が平成 16 年 7 月から施行されることから、同法の円滑な施行に向け、解体業者等を対象とした実態アンケート調査を 271 事業者に対して、実地調査を 127 事業者に対して実施しました。さらに、国の関係機関や関係業界団体等と協力し、解体業者等への説明会を 4 回開催しました。

図—6 自動車解体業者の現地調査

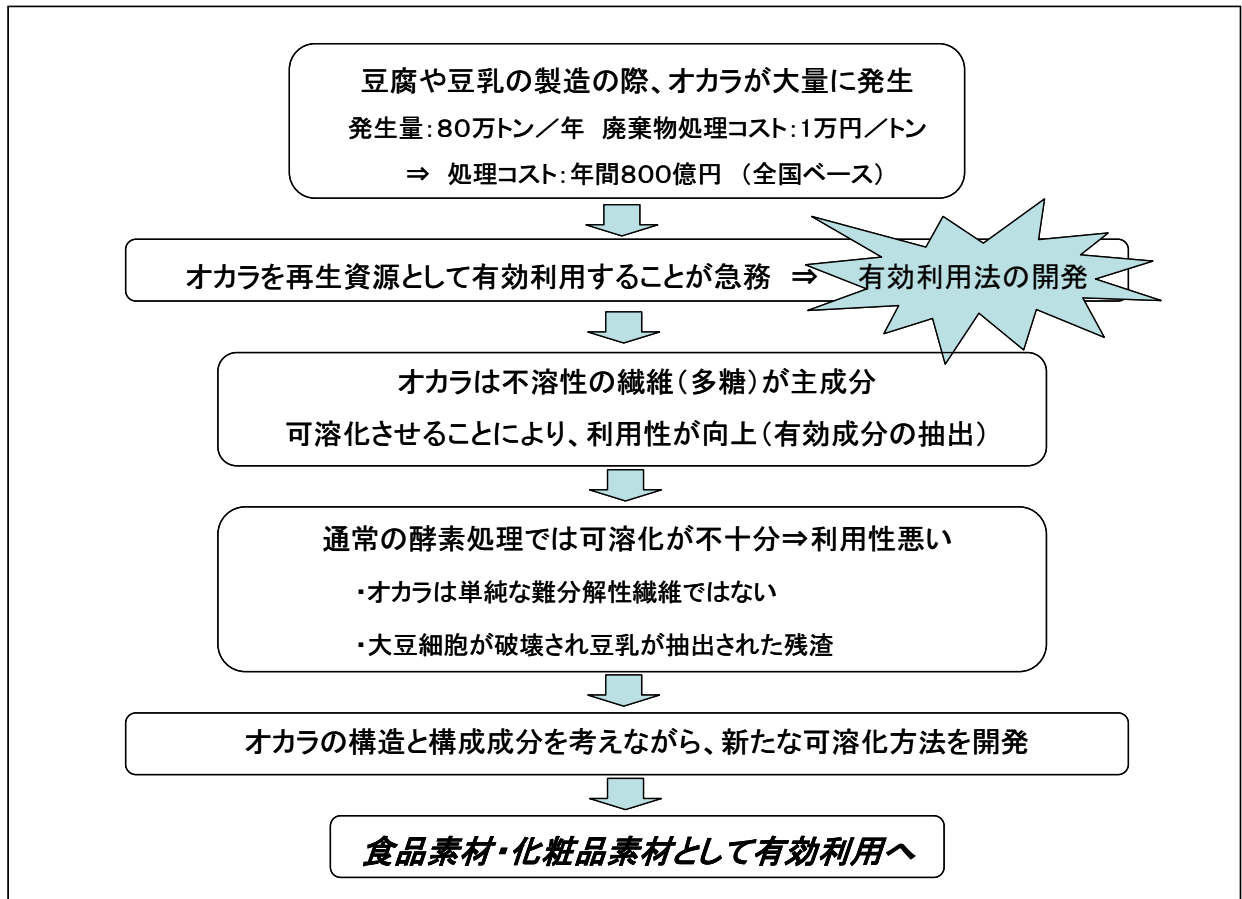


■ 研究開発の推進

府立大学において、循環型社会の構築に向けたさまざまな研究開発を実施しています。

例えば、オカラをはじめとする各種食品加工副産物を廃棄物と考えず、資源として新しい食素材、化学的素材として再生、高付加価値化を行っています。平成15年度においては、まず化粧品、食品素材として開発し、ベンチャー企業を通じて一部試験販売を始めました。

図—7 オカラの有効利用法の開発



2 地球環境保全に資する取り組み

(1) 主な目標と現状

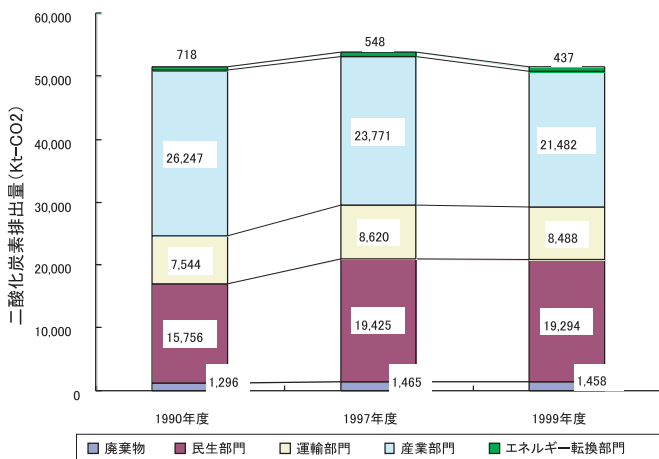
【主な目標】

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を1990(平成2)年度レベルから2010(平成22)年度までに9%削減、ヒートアイランド現象の緩和などを目標に、省資源・省エネルギーや緑化の推進とともに新エネルギーの導入を促進します。

【現状】

府における1999年度の温室効果ガス排出量は5,823万トンで、基準年度(1990年度)の排出量に比べ0.9%の増加、温室効果ガスの約90%を占める二酸化炭素の排出量は5,116万トンで基準年度に比べ0.8%の減少となっています。

図-8 大阪府内の二酸化炭素排出量の推移



また、大阪は、過去100年間で平均気温が2.1℃、最近30年間で0.9℃上昇しており、真夏日※1、熱帯夜※2の日数もここ30年間で著しく増加しています。この原因として、地球全体の温暖化の影響とヒートアイランド現象の進行が考えられます。

※1 真夏日…日中の最高気温が30℃以上の日のこと。
 ※2 熱帯夜…夜間の最低気温が25℃以上の日のこと。

図-9 大阪・全国における年平均気温の推移

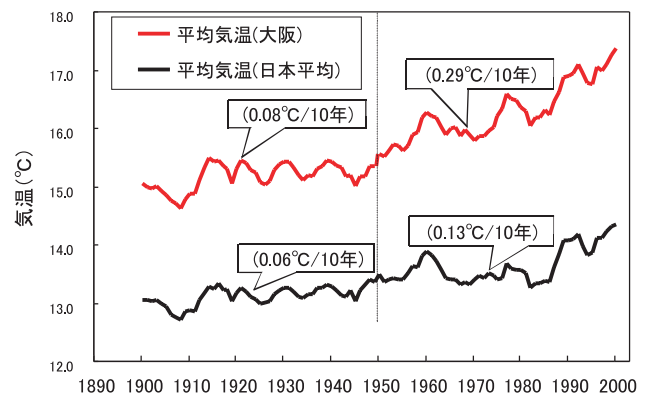


図-10 大都市における真夏日日数(5年移動平均)

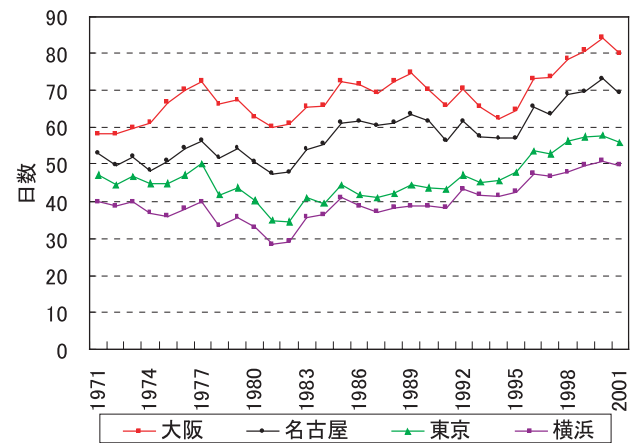


図-11 大都市における熱帯夜日数(5年移動平均)

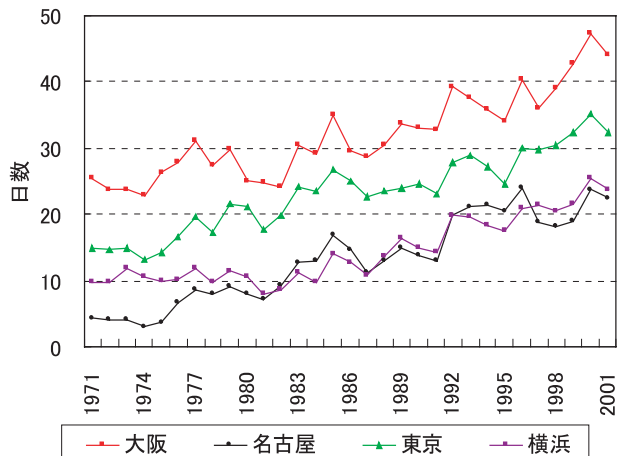
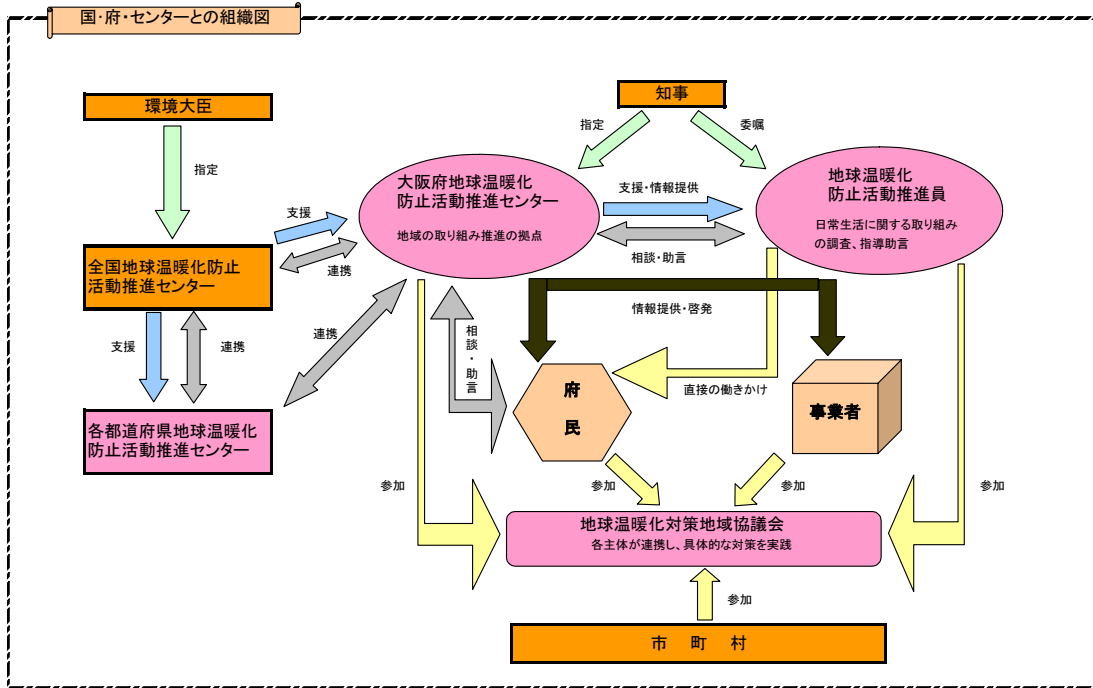


図-12 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温暖化対策推進体制



(2) 平成15年度に講じた施策

① 地球温暖化対策の推進

■ 温暖化防止活動推進事業

地球温暖化対策に関する府民への普及啓発を行い、地球温暖化の防止に寄与する活動を促進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、普及啓発の拠点となる「大阪府地球温暖化防止活動推進センター」として、(財)大阪府みどり公社を平成15年7月に指定しました。同センターでは、ホームページへの掲載、情報誌「えこっと」の発行、相談窓口の設置等により、地球温暖化に関して府民への情報提供を行いました。また、平成14年10月から委嘱している112名の地球温暖化防止活動推進員の知識の修得及び普及活動の支援を目的に、研修会や活動報告会を実施しました。

家庭での取り組みとして、府民が環境家計簿を活用して家庭からの二酸化炭素の排出抑制や省エネルギー対策に取り組む、省エネライフ促進事業を府内7市、NPO、地球温暖化防止活動推進員らとの協働で実施するとともに、民生部門・運輸部門における、幅広い年齢層の府民

に地球温暖化防止対策を呼びかけるため、ラジオ番組を制作し放送しました。

② 環境に配慮したエネルギー利用の促進

■ 新たな省エネ技術を普及促進するための技術情報の提供

地球温暖化防止対策やヒートアイランド対策等に効果的なLED（発光ダイオード）を使用した照明機器について、府有施設はもとより府域への普及促進を図るため、平成16年3月に「大阪府LED照明機器開発推進計画」を策定しました。

また、その策定過程において、LED照明の有望分野や普及予測などについて情報提供を行いました。

■ 府有建築物におけるESCO事業^{※3}の推進

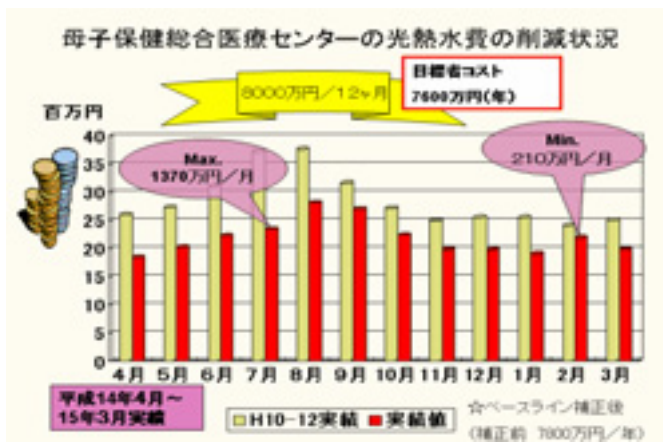
公共建築物の省エネ診断等を行う大阪府ESCOアクションプラン策定調査を実施しました。

これまでに実施した府立母子保健総合医療センターなどの5施設に続き、平成15年度は府立急性期・総合医療センター、府教育センタ

一、府立障害者交流促進センター、池田・府市合同庁舎でE S C O改修工事を実施するとともに、呼吸器・アレルギー医療センター、労働センター、マイドームおおさかの3施設についてE S C O事業者の提案公募を実施しました。

※3 E S C O (Energy Service Company) 事業…電力の大口需要家に対して省エネルギー診断やエネルギー効率の改善計画を行う事業のこと。

図-13 母子保健総合医療センターでのE S C O事業結果



■ 燃料電池自動車の普及促進

次世代エネルギーの水素を燃料とする燃料電池自動車の普及促進を図るため、平成 15 年 9 月、府内の官民 8 団体が一体となり、「おおさか FCV 推進会議」を全国に先駆けて設置し、水素ステーション等のインフラ整備や環境イベントにおける試乗会等を実施しました。

図-14 「府庁移動式水素ステーション」開所式 (平成 15 年 10 月 30 日 : 大阪府)



■ 間伐材の資源循環利用促進事業の推進

府民との協働等による「森林バイオマス (木質資源) の活用」と「森づくり」を総合的、効果的にすすめるため、平成 16 年 3 月に「森林バイオマス利用推進行動計画」を策定するとともに、木質ペレットストーブを公共施設に設置するなど森林資源の循環利用を推進しました。また、治山ダム建設などの公共事業 4 件において残置式型枠に間伐材を利用するなど、「大阪府木材利用推進指針」に基づき、積極的な木材利用を図りました。

図-15 木質ペレットストーブ



③ ヒートアイランド対策

■ ヒートアイランド対策推進計画策定事業

平成 15 年 6 月に学識経験者からなる「ヒートアイランド対策検討委員会」を設置し、当該委員会の意見を得ながら、芝生の気温緩和効果調査、建造物等の高反射性塗料による表面温度

低下調査、府民参加によるエネルギー削減効果調査、対策効果の予測シミュレーションを行い、対策の目標、基本方向、先行的に推進する具体策等を定めた「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」の素案を作成しました。

図-16 20年前と現在の大阪府域の気温分布

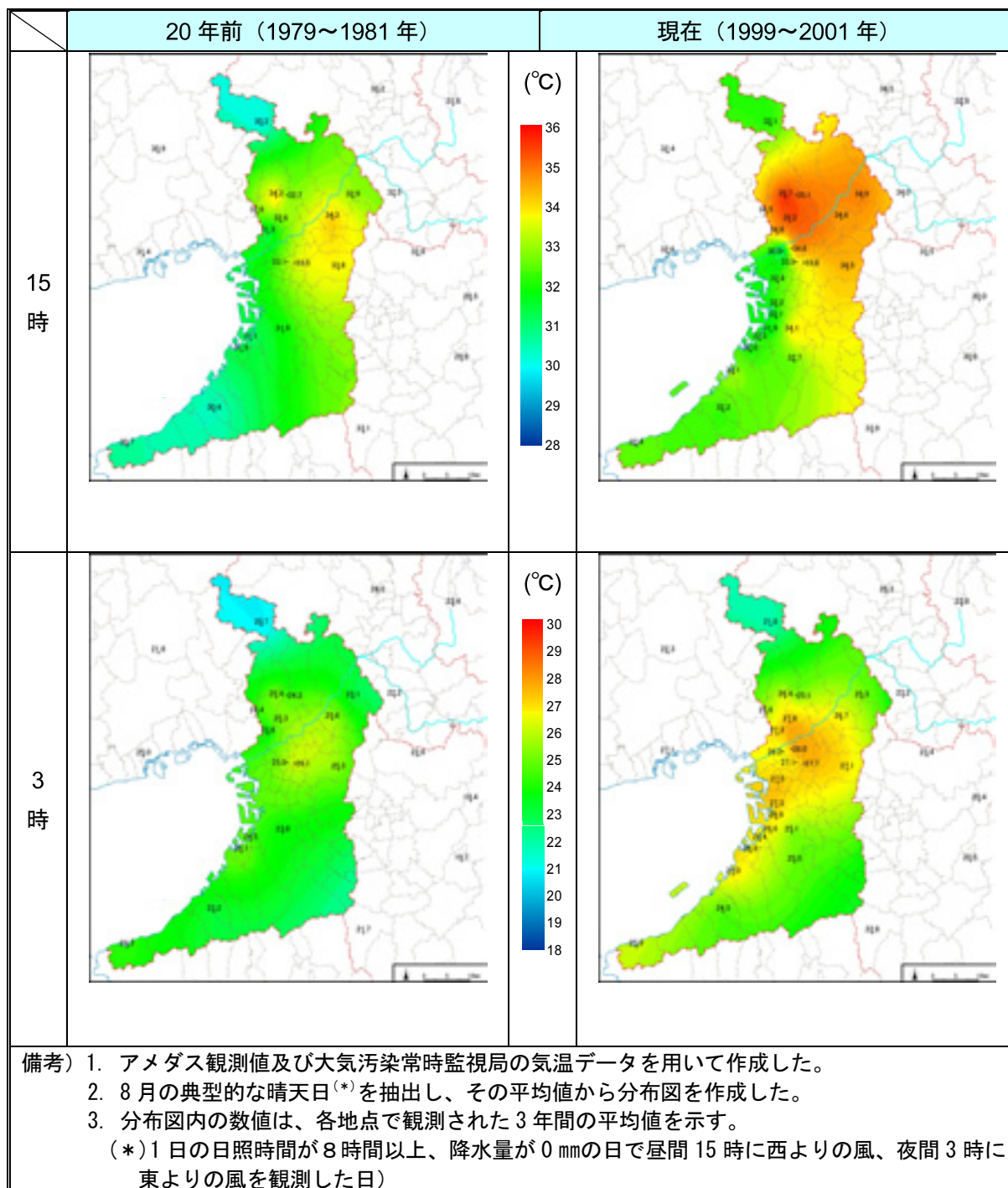


図-17 先行して推進するヒートアイランド対策

先行して推進するヒートアイランド対策

熱環境のさらなる悪化を防ぎ、少しでも緩和するため、各主体の役割に応じて、当面、以下の対策を推進します。



■ 屋上等の施設緑化の推進

11名の学識経験者等からなる「屋上緑化促進モデル検討会」を設置し、普及方法等について検討し、普及啓発パンフレットを作成しました。

また府庁の駐車場の一部（21区画）において、芝生を用いた緑化の推進に資するため、26民間事業者の協力を得て多様な工法による駐車場芝生化の実証調査事業を開始しました。

図-18 府庁駐車場の芝生化



■ 透水性舗装の整備【土木】

ヒートアイランド現象の緩和、自動車騒音の低減、都市型水害の抑制、水循環の再生などを図るため、都市化の進展の著しい寝屋川流域内の府道京都守口線 1.8 km 及び大阪八尾線 0.2 km において、透水性舗装の整備を行いました。

図-19 府道 京都守口線（守口市金田町付近）



図-20 透水性舗装のメカニズム

